

## 横浜国立大学言語教育研究会 会則

(平成 27 年 10 月 1 日制定, 平成 30 年 3 月 31 日改訂)

第 1 条 本会は横浜国立大学言語教育研究会 (Japanese Teaching Society of Yokohama National University) と称する。

第 2 条 本会は、言語教育・読書教育に関する研究および実践の交流をはかり、大学教員・学生と会員との連絡・協力を深めることにより、言語教育・読書教育における理論と実践の架橋ならびに教育文化の親展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究誌 (電子媒体) の発行 (原則として年 1 回)
- (2) その他、本学会の目的を達成するために必要な事業

第 4 条 本会の会員は、以下の者によって構成される。

- (1) 横浜国立大学教育人間科学部学校教育課程国語・日本語教育講座教員および横浜国立大学大学院教育人間科学部教育学研究科高度教職実践専攻教員
- (2) 東京学芸大学連合学校教育学研究科学校教育学専攻言語文化系教育講座の在学者、修了者および中退者
- (3) 横浜国立大学大学院教育研究科教育実践専攻教育デザインコース国語領域および横浜国立大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻の在学者、修了者および中退者
- (4) 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者

第 5 条 本会に入会しようとするものは氏名、所属および連絡先 (住所および電話番号、メールアドレス) を記載した入会申込書 (様式任意) を作成し、本会に提出しなければならない。

第 6 条 会員が退会しようとする場合には、退会の意志を示した退会届 (様式任意) を本会に提出しなければならない。

第 7 条 2 年以上にわたり住所不明等、連絡のつかない会員は、会員の資格を失うものとする。

- 2 前項によって会員資格を喪失したもので、再度、連絡先等を記した入会申込書 (様式任意) が提出された場合には、再び入会を許可することができる。

第 8 条 本会は、事務局を〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-2 横浜国立大学教育学研究科 (高木まさき研究室) におく。